

バイオマス発電業務委託契約約款

日本自然エネルギー株式会社(以下「当社」といいます。)が、お客さまのお申し込みにより、第2条に定義するグリーン電力証書システムに基づいてバイオマス発電業務(以下「本業務」といいます。)を行い、お客さまにグリーン電力証書を提供するときの料金その他の条件は、このバイオマス発電業務委託契約約款によります。

(目的)

第1条 お客さまは、バイオマス発電の持つ二酸化炭素排出量削減・化石燃料消費節減等の環境改善効果を実現することを目的として、グリーン電力証書システムに基づく本業務を当社に委託し、当社はこれを受託します。

(グリーン電力証書システム)

第2条 当社は、受託した本業務を実施し、受託に係るバイオマス発電の実績が記載された書面をお客さまに交付します。

2. 当社は、本業務を第三者のバイオマス発電事業者(以下「バイオマス発電事業者」といいます。)に再委託することができ、お客さまの委託に基づき当社またはバイオマス発電事業者が発電した電気は、お客さまに帰属しないものとします。

3. 前2項によるシステムをグリーン電力証書システムと呼称します。

(契約の成立)

第3条 お客さまは所定のお申し込み手続きを行っていただきます。契約はお客さまのお申し込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(委託の内容)

第4条 お客さまの委託に基づき当社が行う本業務の内容は、次の通りとします。

- ① 期間 お申し込み時に以下のいずれかより選択いただけます。なお、原則としてお申し込み後の契約期間の変更はできません。また、いずれの場合も契約期間満了の3ヶ月前までに双方から契約の消滅または変更の申し出がない場合は、期間満了後も同一条件(第5条第3項に規定する場合を除く)で1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

(i)5年間;お申し込み日より4年が経過した後の年度末(3月31日)まで

(ii)3年間;お申し込み日より2年が経過した後の年度末(3月31日)まで

(iii)1年間;お申し込み日より最初の年度末(3月31日)まで

② 設備 日本国内に設置する当社またはバイオマス発電事業者の保有するバイオマス発電設備とします。

③ 受託発電電力量 お客さまがお申し込みされた年間電力量(4月1日～翌年3月31日)とします。ただし、契約の単位は1,000キロワット時毎、最低契約量は5,000キロワット時とし、お申し込み名義(お客さまの事業所等)における使用電力量の10%以上に相当する量とします。

(委託代金とその支払い)

第5条 受託発電電力量1キロワット時当たりの単価(業務委託単価)は、契約期間毎に以下の通りとします(消費税相当額を含まない)。

(i)5年間;1キロワット時あたり6.5円

(ii)3年間;1キロワット時あたり8.5円

(iii)1年間;1キロワット時あたり10円

2. 当社は、業務委託単価に受託発電電力量を乗じた金額を、お申し込み時にお客さまに請求書をもって請求しお客さまは、請求日の翌月末までに当社の指定する銀行口座にお支払いいただきます。2年目以降については、各年度第1四半期第一月の末日(4月30日)までにお客さまに請求書をもって請求し、お客さまは、第1四半期第二月の末日(5月31日)までに当社の指定する銀行口座にお支払いいただきます。なお、銀行口座支払いに伴う手数料については、お客さまの負担とします。

3. お客さまがお申し込みされた当初の契約期間満了後も契約を延長いただいた場合の業務委託単価については以下の通りとします。

(i)当初の契約期間と延長した契約期間の合計が5年以上:6.5円
(ii)当初の契約期間と延長した契約期間の合計が3年または4年:8.5円
(iii)当初の契約期間と延長した契約期間の合計が2年:10円

(グリーン電力証書の交付・第三者による認証)

第6条 当社は、委託代金の支払い確認後、委託代金の支払いがなされた当該年度全体(4月1日～翌年3月31日)のうち、当社が指定するいずれかの四半期の発電実績に基づくグリーン電力証書を、発電電力量、発電期間を明記し、翌年度の第1四半期の末日(6月30日)まで(お申し込み日、受託発電電力量、発電の状況により可能な範囲で当該年度内)に、お申し込み名義宛(事業所等も区別します)に交付いたします。

2. 当社は、前項のグリーン電力証書について、第三者機関(一般財団法人日本品質保証機構。以下、「認証機関」といいます。)の認証を受けるものとします。

3. お客さまは、グリーン電力証書をお申し込み名義以外の事業所等へ割り当て、または第三者に販売・譲渡することはできないものとします。

4. 当社は、お客さまより委託代金の支払いがなされない場合は、本条第1項に規定された証書を交付いたしません。

5. 当社は、お客さまからの申し出により、グリーン電力証書の複製をお客さまに交付いたします。なお、当社は、複製1枚につき3,300円(消費税相当額を含む)を別途申し受けます。

(情報の公開)

第7条 当社は、受託発電電力量と、お客さまの委託に基づき当社またはバイオマス発電事業者が発電した年間の電力量を、お客さま毎・バイオマス発電所毎に一般に公開するものとします。

(遅延損害金)

第8条 お客さまが第5条第2項の支払いを怠ったときは、当社はお客さまより支払期日の翌日から完済の日まで、遅延した金額について年利3%の遅延損害金を申し受けます。

(費用負担)

第9条 本業務遂行にあたって当社において発生する費用は、すべて当社の負担とします。

(移転等の連絡義務)

第10条 お客さまは、移転・転居等により住所や連絡先の変更がある場合は、速やかに当社までご連絡いただくものとします。

(解約)

第11条 お客さまは、当社に対して1ヶ月前までに書面で通知し、かつ、業務委託単価に本契約の残存期間分の受託発電電力量を乗じた金額に消費税相当額を加えた金額を、通知後1ヶ月以内に一括して支払うことにより、本契約を解約することができます。

2. お客さまは、当社が本契約またはその他本契約に付帯してお客さまと締結した一切の契約の各条項の一に違反し、書面で当該違反の是正を催告したにもかかわらず、1ヶ月以内に当該違反が是正されない場合には、書面にて通知することにより本契約を解約することができ、かつ、これにより被った損害の賠償を請求することができます。

3. 当社は、お客さまが次の各号の一に該当し、書面で当該違反の是正を催告したにもかかわらず、1ヶ月以内に当該違反が是正されない場合には、書面にて通知することにより本契約を解約することができます。ただし、お客さまが第3号以下に該当する場合には、書面にてお申し込み時の住所またはお申し込み後お客さまよりお申し出のあった住所に通知することにより直ちに本契約を解約することができます。いずれの場合も、当社は、業務委託単価に本契約の残存期間分の受託発電電力量を乗じた金額を、損害金としてお客さまに請求できるものとします。

①第5条第2項の支払いを遅滞したとき

②本契約またはその他本契約に付帯して当社と締結した一切の契約の各条項の一に違反したとき

- ③差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または民事再生、会社更生、特別清算手続の開始、もしくは破産を申し立てられ、または申し立てたとき
- ④事業の全部を譲渡し、またはその決議をしたとき
- ⑤自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
- ⑥競売を申し立てられ、または仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたとき
- ⑦監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
- ⑧お客様の移転・転居等について当社への連絡がなく、証書の発行が不可能となったとき

(グリーン電力証書の所有に伴う表現)

第12条 お客様は、お客様の所有するグリーン電力証書またはその二酸化炭素排出量削減等の環境改善効果について対外的に表現する場合は、認証機関が定める「表現等に関するグリーン電力証書所有者用ガイドライン」(以下「所有者ガイドライン」といいます。)を遵守するものとします。また、認証機関により、所有者ガイドラインが改定された場合には、当社は、お客様に対しその内容を通知し、お客様は、改定後の所有者ガイドラインを遵守するものとします。

2. 当社は、お客様が、前号の表現を行うにあたり、本契約有効期間中および本契約終了後1年間、お客様にグリーン電力証書バイオマスマーク(商標登録第4779272号。以下「マーク」といいます。)の使用権を貸与するものとします。

3. 当社は、本契約および所有者ガイドラインに基づき、第1項の表現については是正を求めることができるものとし、当社が書面により是正通知をした場合には、お客様は速やかにこれに従うものとします。

(マークの使用目的)

第13条 マークは、主にお客様の環境改善への取り組みを紹介するために、パンフレット、名刺、その他一般的な印刷物、製品等に表示するものとします。当社は、お客様が本約款および別に定める「Green Power」マークの使用ガイドライン(以下「マークのガイドライン」といいます。)に従い、本契約有効期間中および本契約終了後1年間マークを使用することを許諾します。

(不当な表示等の禁止)

第14条 お客様は、マークの使用に当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示または表現を避けるものとします。また、事実と反する印象を消費者に与えるような誇大な広告は行わないものとします。いかなる場合においても、マークにより、お客様またはその製品、サービスに関して当社が保証をしているかのような使用はできません。

(マーク使用条件)

第15条 マークの使用にあたっては、お客様は以下の条件に同意していただきます。

①マークを使用できるのは、お申し込み名義に関する広報・宣伝等に限ることとします。なお、使用の際は、所有者ガイドラインを遵守し、グリーン電力証書システム利用状況に関する説明文、および発電電力量の明示を行うものとします。なお、お客様には、自己の責任と費用負担のもとにマークを使用することに同意していただきます。

②当社指定の書式に従い、マークの使用状況(媒体等)を当社へ報告していただきます。

③当社は、お客様からの報告に基づき、当社のホームページ等でおお客様のマーク使用状況およびグリーン電力証書の契約・交付状況を公表いたします。

④その他マーク使用条件の詳細およびデザイン等に関しては、マークのガイドラインに従っていただきます。

⑤当社は、本契約および所有者ガイドラインならびにマークのガイドラインに基づき、お客様のマーク使用方法については是正を求めることができるものとし、当社が書面により是正通知をした場合には、お客様は速やかにこれに従うものとします。

(第三者権利侵害)

第16条 当社は、お客様がマーク使用によって第三者の権利を侵害した場合、賠償等の一切の責を負わないものとします。

(マーク使用権の譲渡)

第17条 お客様は、マークの使用権を第三者へ譲渡することはできません。

(契約の終了後)

第18条 お客さまは、本契約が終了し1年経過後は、新規にマークを表示することはできません。また、お客さまは、これ以降ただちに保有するマークの電子データを削除し、速やかにその旨を当社に対し書面で通知するものとします。

(マーク使用权の取消)

第19条 当社は、お客さまが本約款の一切の各条項の一に違反し、書面で当該違反の是正を催告したにも関わらず、1ヶ月以内に当該違反が是正されない場合には、書面でお客さまに通知することにより、お客さまのマーク使用权を取り消すことができます。

(本約款の変更)

第20条 当社は、民法の規定にもとづき、本約款を変更することがあります。この場合には、提供条件は変更後の約款によります。なお、変更時には、変更後の本約款の実施期日までに相当な期間をおいて、変更後の本約款の内容を当社ホームページによりお客様にお知らせいたします。

2004年4月13日制定

2007年4月 1日改定

2009年4月17日改定

2018年4月 1日改定

2020年10月1日改定